

恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

対策の目的及び基本的な戦略

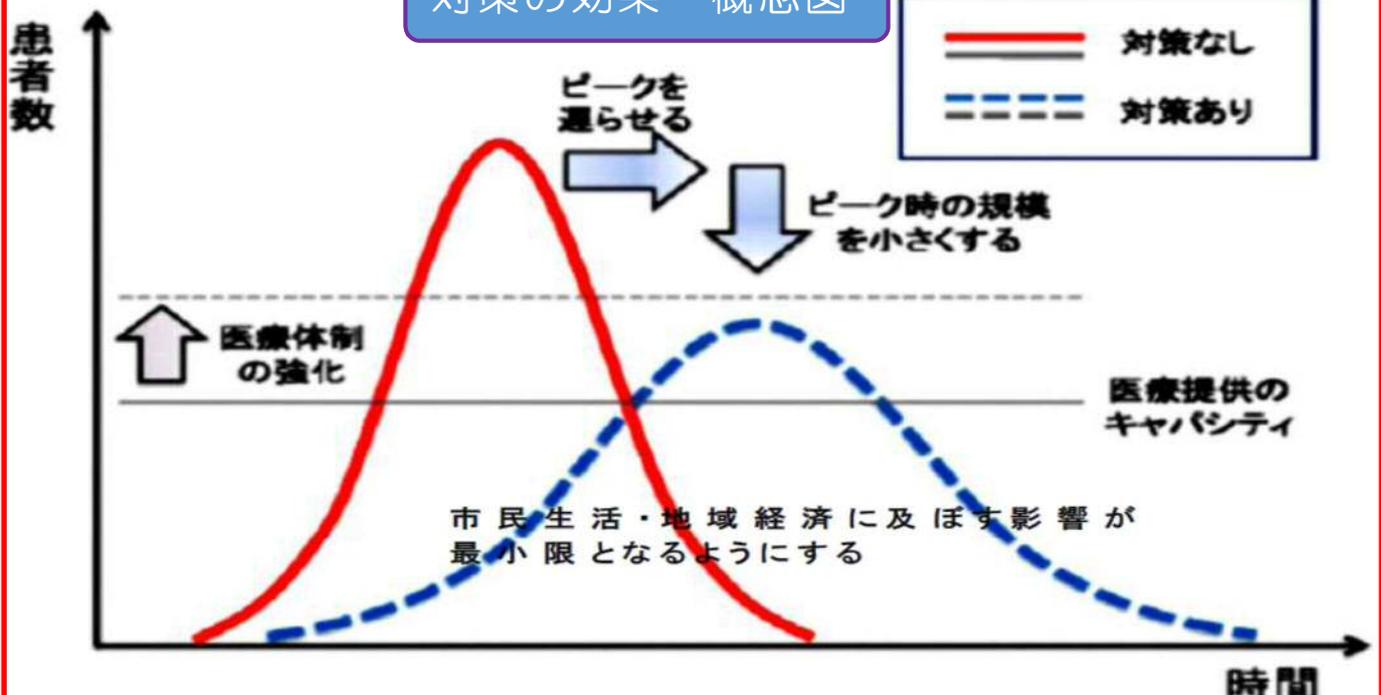
- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・ 関係機関が事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進します！

対策の効果 概念図



発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制の整備 情報収集により発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生の遅延と早期発見 国内発生に備えて体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での感染拡大の抑制 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑制 市民生活、地域経済への影響を最小限に抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活、地域経済の回復を図り流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定 情報収集により発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> 庁議等を通じ初動体制の協議 任意の対策本部設置検討 国の方針に従った対処方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針に従った対処方針の変更決定 行政サービスの維持 ★緊急事態宣言時 ・特措法に基づく対策本部を設置し緊急事態に係る対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染期における基本的対処方針の決定 緊急事態宣言解除時に対策本部廃止 対策の評価、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じ対策の縮小、中止を判断 小康期における基本的対処方針の決定 緊急事態宣言解除時に対策本部廃止 対策の評価、見直し
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供、共有に向けた体制整備 継続的な情報提供 感染予防策の普及 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供と注意喚起 受取手に応じた情報提供手段の実践 情報共有の強化 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供と注意喚起 受取手に応じた情報提供手段の実践 情報共有の強化 相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生の可能性等の情報提供 情報共有体制の維持 相談窓口体制の縮小 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生の可能性等の情報提供 情報共有体制の維持 相談窓口体制の縮小
まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット等個人における感染対策の普及 職場対策、地域対策の周知準備 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット等基本的な感染対策の実践を促進 濃厚接触者対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット等基本的な感染対策の実践を勧奨 職場対策、地域対策の要請 学校等に対する臨時休業等の要請 濃厚接触者対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の縮小、中止 職場対策、地域対策の要請解除 学校等に対する臨時休業等の要請解除 濃厚接触者対応の縮小、中止 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の縮小、中止 職場対策、地域対策の要請解除 学校等に対する臨時休業等の要請解除 濃厚接触者対応の縮小、中止

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備 特定事業者の登録申請等への協力 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 特定接種の広報・相談 住民接種（新臨時接種）の実施 新臨時接種の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種（新臨時接種）の実施 新臨時接種の情報提供 ★緊急事態宣言時 ・住民接種の実施（特措法46条） ・住民接種の広報、相談 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種（新臨時接種）の実施 新臨時接種の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え新臨時接種の実施 ★緊急事態宣言時 ・第二波に備え住民接種の実施 ・住民接種の広報、相談
医療	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターに係る情報収集と市民周知準備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターに係る情報の市民周知 救急搬送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療患者への支援（見回り、訪問診療、医療機関への移送等） 救急搬送の実施 臨時の医療施設に係る情報収集と市民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す場合に向けて道への協力 国内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止
市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画等の策定 要援護者への生活支援の体制整備 火葬能力等の把握 物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への情報提供 火葬能力を超える事態となった場合に供え施設等確保 臨時遺体安置所における適切な保存実施のための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策の実施 火葬能力を超える事態となった場合に供え施設等確保と遺体保存作業の人員確保 円滑な火葬と適切な保存 ★緊急事態宣言時 ・水の安定供給 ・生活物資等の価格安定に向けた対応 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援（見回り、訪問診療、食事の提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策の継続 市民、事業者への呼びかけ（買占め、売り惜しみの防止等） ★緊急事態宣言時 ・対策の合理性が認められなくなった場合はこれまでの措置の縮小、中止

<参考> ～関連用語～

●緊急事態宣言とは

国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づき発する宣言のことです。

●濃厚接触者とは

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）をいいます。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まりますが、例えば、患者と同居する家族等が想定されます。

●特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

●住民接種とは

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

●要援護者とは

・ 恵庭市において、要援護者とは以下のとおりとします。

- a.一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b.障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c.障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d.その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）